

建設リサイクル法の施行状況について

平成 15 年 8 月
国土交通省・環境省

建設リサイクル法の完全施行（平成 14 年 5 月 30 日）から今年 5 月 31 日までの 1 年間の施行の状況は以下のとおり。

届出件数

建設リサイクル法第 10 条に基づき、対象建設工事として都道府県知事等に対して届け出られた工事は、185,323 件。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
届出計	5,754	11,586	12,579	15,094	17,547	16,312	14,051	14,510	16,398	20,307	20,762	20,423

通知件数

建設リサイクル法第 11 条に基づき、対象建設工事として都道府県知事等に対して通知された工事は、177,107 件。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
通知計	6,430	16,519	15,942	17,198	25,402	20,296	18,544	17,122	11,825	10,608	8,642	8,579

パトロール時間

都道府県、特定行政庁が行った現場パトロール（分別解体等の実施状況に係るパトロールに限る）は、延べ 169,350 時間。なお、10 月、5 月には全国一斉パトロールを実施。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
延べ時間	12,150	14,639	14,136	11,758	24,960	12,106	12,083	10,744	11,283	11,505	10,553	23,433

助言・勧告・命令・報告の徴収・立入検査

都道府県知事等が建設リサイクル法に基づいて行った助言・勧告・命令・報告の徴収・立入検査の件数は以下のとおり。

項目	分別解体等の適正な実施に関するもの		再資源化等の適正な実施に関するもの	
	根拠	件数	根拠	件数
助言	建設リサイクル法第 14 条	200 件	建設リサイクル法第 19 条	240 件
勧告	同上	20 件	同上	4 件
命令	建設リサイクル法第 15 条	6 件	建設リサイクル法第 20 条	0 件
報告の徴収	建設リサイクル法第 42 条	201 件	建設リサイクル法第 42 条	847 件
立入検査	建設リサイクル法第 43 条	2,424 件	建設リサイクル法第 43 条	4,139 件

解体工事業者登録

解体工事業者の登録数は、5,955 業者。